

福岡市農林水産業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる農林水産業関係補助事業の適正な執行を図るため、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 農林水産業の補助事業者

農林水産業の法人その他市長が認める農林水産業の補助事業を行う者をいう。

(2) 事業費

市長が当該事業に必要と認める経費。ただし、賃金及び歩掛は原則として次による。

ア 賃金は一般職種別賃金表による。

イ 歩掛は標準歩掛表による。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人でその役員のうちに第2号又は第3号に該当する者があるもの

(確認方法)

第4条 前条の確認方法については次のとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第12号）に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(2) 前条第2号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第14号）に基づいて警察への照会確認を行うものとする。

(補助率等)

第5条 市長は補助事業者が行う事業のうち適当と認める事業費に対し、予算の範囲内において別表に定める補助率又は補助額により補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項第3号に定める事業計画及び収支計画は次のとおりとする。

(1) 事業計画説明書 様式第1号

(2) 収支予算書 様式第2号

2 規則第4条第1項第5号に定める事項は次のとおりとする。

(1) 事業の施行に関する決議書

(2) 団体規約

(3) 許認可を要するものは、その認可を証する書類の写

3 申請者は、規則第4条に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(不承認の通知)

第7条 規則第5条第3項に定める通知は次の様式による。

補助金交付不承認通知書 様式第3号

(計画変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める補助事業の内容、経費の配分又は執行計画（以下「事業計画」という。）の変更について市長の承認を要しないものは、当該事業計画内容の10%以内とする。

2 市長の承認を受けるべき事業計画内容の変更は事業計画変更承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

3 前項の申請には、事業計画変更説明書（様式第5号）を添付しなければならない。

(事故報告書)

第9条 規則第6条第1項第2号及び第3号に定める承認及び報告については、事業事故報告書（様式第6号）により市長の承認又は指示を受けなければならない。

(計画変更承認の通知)

第10条 市長は、第8条及び第9条に基づく事業計画変更承認申請書及び事業事故報告書を受理した場合は速やかに審査及び調査を行い、適当と認めたときは、事業計画変更承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

2 前項の審査及び調査の結果不適当と判断したときの通知は第7条を準用する。

(補助金の交付条件)

第 1 1 条 補助金の交付にあたっては、規則第 6 条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者は当該事業に着手したときは、すみやかに事業着手届（様式第 8 号）を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた補助事業者は取得した当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から別表に掲げる期間、利用実績報告書（様式第 9 号）により次年度の 4 月末日までに報告しなければならない。

(実績報告)

第 1 2 条 規則第 1 4 条に定める実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績説明書 様式第 1 0 号
- (2) 収支計算書 様式第 1 1 号

- 2 第 6 条第 3 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第 1 4 条に定める実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 6 条第 3 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第 1 4 条に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 1 3 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(交付の取消)

第 1 3 条 市長は、補助事業者が第 3 条各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の処分の制限)

第 1 4 条 規則第 2 2 条に定める市長の承認を受けなければならない期間は当該事業を実施した年度の翌年度から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）に規定する耐用年数期間とする。ただし、市長が特に定める場合はこの限りではない。

(委任)

第 1 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農林水産局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は昭和 4 6 年度分事業補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２６年６月１３日から施行する。

附 則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別 表

事業区分	事業内容		補助率又は補助額	利用実績 報告の期間
土地改良 事業	区画整理 農業用排水施設 農道整備 農道舗装 暗渠排水 客土 農地造成		市長がその都度認める補助額	—
災害復旧 事業	農地の災害復旧事業で国県の補助を受ける事業 (補助限度額工事費40万円以上)		事業費から国県の補助及び 交付金額を差し引いた残額 の2/3以内	—
	農地の災害復旧事業で国県の補助を受けない事業 (補助限度額工事費40万円未満)		事業費の2/3以内	
干害応急 対策事業	国県の補助 を受ける事業	施設機械器具等	事業費から国県の補助及び 交付金額を差し引いた残額 の2/3以内	—
		燃料費等	事業費の1/2から国県の 補助及び交付金額を差し引 いた額以内	
	国県の補助 を受けない 事業	施設機械器具等	事業費の2/3以内	
		燃料費等	事業費の1/2以内	
林道設置 事業	受益山林面積50ヘクタール以上の 国県費補助対象事業		事業費から国県費補助及び 交付金額を差し引いた残額 の1/2以内	2年
	受益山林面積10ヘクタール以上 50ヘクタール未満の林道設置事業		事業費の1/2以内	

事業区分	事業内容	補助率又は補助額	利用実績 報告の期間
造林事業	0.1ヘクタール以上の拡大造林及び更造林の事業	事業費の1/2以内	—
樹園地造成事業	樹園地以外の土地を樹園地に造成する事業	事業費の1/3以内	—
導入事業	種畜の導入事業	事業費の1/2以内。ただし市長が特に必要と認める場合は事業費の範囲内でその都度認める補助額	2年
	農機具等の導入事業	事業費の1/3以内（国県補助及び交付金の認められる事業にあつては事業費から国県費補助及び交付金額を差し引いた残額の1/2以内）。ただし市長が特に必要と認める場合は事業費の範囲内でその都度認める補助額	
共同施設 設置事業	農林業の共同施設を設置する事業		
	漁業及び水産加工業の共同施設の整備拡充をはかるための事業		
資源保護 増殖事業	漁業資源の保護増殖をはかるために必要な事業	市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	—
団体活動 事業	市長が認める事業	市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	—
その他農林水産業振興上市長が必要と認める事業		市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	市長がその都度定める期間

※別表の「補助率又は補助額」にかかわらず、国、県、その他の団体からの補助及び交付金（以下、「国補助金等」）が認められた事業にあつては、補助事業者に対し交付する補助金の額は国補助金等を含むことができる。

未来へつなげる農村の担い手支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表に定める農機具等の導入事業のうち、農村を支える担い手を支援し、未来へつなげる持続可能な農村づくりを促進することを目的とした、未来へつなげる農村の担い手支援事業への補助金交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営耕地面積 所有農地の他、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく貸借権を有する耕作農地及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく貸借権を有する耕作農地。
- (2) 作業受託面積 農作業受託契約に基づく耕作農地（市内に所在するものに限る。）。
- (3) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数。
- (4) 残耐用年数 中古品に係る法定耐用年数のうち、未経過の年数。

(事業実施主体)

第3条 補助金の交付を受けることが出来る者（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げるいずれかに当てはまるものとする。

(1) 営農継続支援

- ① 市内で農業を営む農家又は法人（農業者の組織する団体を含む）のうち経営耕地面積及び作業受託面積の合計が1.5ha以上、かつ本事業による導入機械を用いて市内で経営耕地面積及び作業受託面積を拡大する者
- ② 市内の農家で構成する農作業受託組合のうち、1.5ha以上の作業受託面積を有し、かつ本事業による導入機械を用いて市内で作業受託面積を拡大する組織
- ③ 中山間地域等直接支払制度に取り組む営農集団

(2) 生産性向上支援

- ① 市内で農業を営む農家又は法人（農業者の組織する団体を含む）のうち経営耕地面積及び作業受託面積の合計が1.0ha以上、かつ本事業による導入機械を用いて市内で経営耕地面積及び作業受託面積を拡大する者
- ② 市内の農家で構成する農作業受託組合のうち、1.0ha以上の作業受託面積を有し、かつ本事業による導入機械を用いて市内で作業受託面積を拡大する組織
- ③ 中山間地域等直接支払制度に取り組む営農集団

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、事業実施主体が行う別表第1に掲げる支援対象事業に係る農業機械及び付属機器（以下「機械等」という。）の導入事業であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 専ら農業の用に供する機械等であること。ただし、運搬用トラック等農業経営以外の用途に安易に供することが出来るものは除く。
- (2) 原則として、法定耐用年数がおおむね5年以上又は残耐用年数がおおむね3年以上の機械等であること。
- (3) 補助対象とした機械等の導入が、この要領に規定する補助金の交付決定を受けた年度に完了すること。
- (4) 導入する機械等は単独のものとし（複数の機械等の購入はこれを認めない）価格が100万円以上であること。また、機械等の購入に国、県等の他の補助事業との重複はできないものとし、機械等の購入の際に下取り等がある場合は、その額を減額した額を機械等の購入経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としないものとする。

(1) 交付決定前に機械等の発注、購入をした場合。

(2) 過去に本補助金の交付を受けた場合。ただし、別表第1に掲げる支援対象事業が異なる場合はその限りではない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付に係る補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第1によるものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(要望調査)

第6条 市長は補助金の交付決定にあたり、本事業に対する要望の把握に努めるため交付申請者に対して要望調査を実施する。要望調査の結果、補助対象経費が予算額を上回る場合には、別記審査基準表に基づくポイント化により算出した合計値の高い順から交付申請の採択者とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する者は、福岡市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）第4条及び交付要綱第6条に規定する交付申請書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 この要領の規定による補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、当該補助金の交付決定を受けた年度の4月1日を基準日とし、基準日から起算して引き続き5年以上第3条に規定する要件を満たすものとする。

2 補助金の交付を受けた事業実施主体は、当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から4年間、交付要綱第11条に規定する利用実績報告書に関係書類を添えて、次年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が完了したときは、交付規則第14条に規定する実績報告書及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたっては、交付規則及び交付要綱の定めによるものとする。

附則

1 (施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 (要領の失効)

この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、この要領失効後においても、なおその効力を有する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 (施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 (要領の失効)

この要領は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、この要領失効後においても、なおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

支援対象事業	補助の対象となる経費	補助率
営農継続支援	農業継続に不可欠なトラクター、コンバイン、 田植機及び付属機器の導入経費	1／3 以内 （上限 1 0 0 万円）
生産性向上支援	農業の生産性向上に必要な農業用ドローン、除 草ロボットなどスマート農業機械の導入経費	1／2 以内 （上限 1 0 0 万円）

(別記)

**「未来へつなげる農村の担い手支援事業」
補助金交付候補者にかかる審査基準表**

未来へつなげる農村の担い手支援事業の補助金交付候補者の選定に係る審査基準は、次のとおりとする。

これに基づき、申請ごとに採点(ポイント化)し、ポイントの合計値の高い順から予算の範囲内で採択する。
(同ポイントの申請が複数ある場合は、事業費が少額なものを採択する。)

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
支援対象事業	農業の生産性向上に資するスマート農業機械の導入	農業用ドローン、除草ロボットなどを導入	30
共同利用	導入機械の共同利用	複数の農家(2戸以上)で導入予定機械を共同利用する	10
中山間地域 ※1	中山間地域での農業	経営耕地及び作業受託農地が主に中山間地域にある	5
経営耕地面積 ※2 及び 作業受託面積 ※3	導入予定機械により耕作する経営耕地面積及び作業受託面積の合計	0.5haにつき (0.5ha 未満は切り捨て)	1
規模拡大	事業計画により5年間で拡大(作業受託を含む)する耕地面積	0.5haにつき (0.5ha 未満は切り捨て)	1

※1: 中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。

※2: 経営耕地面積は、所有農地の他、利用権及び農地法、農地中間管理事業に基づく貸借権を有する市内の耕作農地。

※3: 作業受託地は、農作業受託契約に基づく市内の耕作農地。